

令和2年第1回定例（3月）議会議案質疑議事録抜粋

20番議員 大塚 正俊

【予算議案】議第 1号 令和元年度中津市一般会計補正予算

ページ	目	節	説明欄の事業名
60	児童措置費	扶助費	児童福祉運営事業費（99,520千円）
質問①	私立保育所運営費（74,822千円）と認定こども園等給付費（24,698千円）の増額となった理由、公定価格の改正、処遇改善等加算率の改定の内容、金額、改定の適用時期、		
答弁	<p>・増額理由は、公定価格の改正及び処遇改善等加算率の改定によるものです。</p> <p>・公定価格の改正は、人事院勧告に伴い公定価格の人件費を増額するものです。処遇改善等加算率の改定は、消費増税を財源として保育士の処遇改善等加算率を上乗せするものです。</p> <p>・増額の内訳は、公定価格の改正が約1,800万円、処遇改善等加算率の改定が約3,800万円、認定こども園に移行した施設の1号認定児童数の増が約2,700万円、そのほか加算の適用状況による増額などが約1,600万円となっています。</p> <p>保育士の処遇改善額については、内閣府からの通知によると月約3,000円となる見込みです。</p> <p>改定時期は、平成31年4月1日です。</p>		
質問②	財源内訳、処遇改善の実績の把握方法		
答弁	<p>・財源は、国庫4500万円、県費1700万円、一般財源3800万円となっています。</p> <p>・処遇改善等加算は、実績報告を市に提出するようになっており、その中で職員の賃金台帳等を確認し、処遇改善の実績を確認しています。</p>		

【予算議案】議第11号 令和2年度中津市一般会計予算

ページ	目	節	説明欄の事業名
143	児童福祉総務費	負担金補助及び交付金	児童福祉総務事業費（1,000千円）
質問①	子育てと仕事の両立支援助成金の内容、目的、助成額、日数の上限、対象者（正規、非正規職員）		
答弁	<p>・内容は、事業所が本年4月以降に子の看護休暇（子どもが病気の際に取得できる）を新たに導入し、更に従業員に取得させた場合に奨励金（1回限り）を交付します。</p> <p><対象要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中津市内に本社があること。 ・常時雇用する従業員が50人以下の中小企業 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法の規定を上回る子の看護休暇制度であり、規定から2年以内に実際に従業員が取得した場合 ・目的は、子どもが病気の時に休暇を取得しやすい環境を整え、子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくりを促進します。 ・助成額は、10万円（上限） （内訳） <p>①導入事務経費（就業規則の整備に係る社会保険労務士への報酬など）；5万円（上限）</p> <p>②従業員の有給部分補填（取得促進の支援）5万円（上限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成日数の上限は、5日（国の制度に準じ未就学の子ども1人あたり） ・対象となる従業員の条件は、正規・非正規問わず、常時雇用されていること。ただし、法と同様に日雇いの従業員、勤務が週2日以下の従業員、雇用期間が6カ月未満の従業員は対象外
質問②	すでに就業規則で規定されている場合は対象外となるのか（無給の場合）、中津市在住で市外就業者に不利益が生じるのでは、
答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・既に子の看護休暇制度を就業規則に規定していても、新たに「無給」から「有給」に改正される場合は、助成の対象としています。 ・この助成制度は、従業員の子育てを応援する企業のバックアップを目的としており、個人間での不公平感を生じないものと考えています。
質問③	市の単独事業となっているが、大分県の事業はないのか、
答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県は、昨年10月より育児休業と育児短時間勤務を取得しやすい環境を整えるため企業向けの「奨励金」や労働者向けの「給付金」を創設しました。この県の制度と本助成制度が両輪となって、子育てと仕事が両立できる環境づくりを推進していきたいと考えています。

ページ	目	節	説明欄の事業名
175	母子衛生費	委託料	母子保健事業費（5,996千円）
質問①	産後ケア事業委託料の内容、対象者、委託先、予算措置件数、		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・産後ケア事業は、生後4か月未満の乳児とその母親を対象として、適切な授乳ケアや育児指導等を行うものです。 ・具体的には、家族等から十分な育児や家事等の支援が受けられない、産後に心理的な不調や育児不安があり相談できる人がいない方等を対象に、県内の産婦人科や助産院において、宿泊型やデイサービス型で実施予定です。 ・事業実施にあたっては、県がとりまとめをしており、委託先は、県医師会と助産師会の予定です。 ・産後に支援を必要とする人は、出生の1割程度を見込んでおり、予算措置件数は、デイサービス型が171件、宿泊型が114件、個人負担金として、デイサービス型が1,500円、宿泊型が3,000円と考えています。 		
質問②	利用手続きの方法、訪問型産後ケアの検討は		

答弁	<ul style="list-style-type: none"> 産後ケア事業を利用する際は、申請書の提出により、利用決定を行った上で利用通知書を送付します。利用者は、利用通知書を産婦人科等に提出し、産後ケアを受けます。 現在、中津市では、妊娠時から切れ目ない支援を行うため、妊産婦訪問や赤ちゃん訪問を実施しており、必要に応じて、保健師や助産師が出産後早期から関わっておりますので、赤ちゃん訪問での対応を考えています。
質問③	市民病院における産後ケア事業の検討は
答弁	市民病院においては、産後ケア事業の重要性は理解していただいておりますが、地域の2次救急医療機関として、急性期医療を担う体制の整備をしており、現状では、産後ケア事業を行う計画には至っていない状況です。

ページ	目	節	説明欄の事業名
179	環境衛生費		浄化槽推進事業費 (97,799 千円)
質問①	合併処理浄化槽設置整備事業補助金 (88,142 千円) の R 元年度の実績見込みと予算措置件数、浄化槽水質保全対策補助金 (9,657 千円) の内容、予算措置件数、申請手続きの方法、		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> 合併処理浄化槽設置整備事業補助金の令和元年度の実績は 174 件で、令和 2 年度の予算措置については、211 件であります。 次に「浄化槽水質保全対策補助金」については、新規の補助金になります。内容は、下水道事業認可区域内に住んでいる方については将来下水道が整備されるということで、合併処理浄化槽補助金の対象外となっておりますが、下水道事業認可区域の見直しに伴い縮小となった区域の方で既に合併処理浄化槽を設置されている方は、下水道が整備されず、設置補助金も受けられないとの不公平感を是正するため、現在設置されている合併浄化槽の維持管理費の一部を補助するもので、1年間分 50,000 円を上限としています。 また、浄化槽設置補助金の交付を受けずに設置された方については、11 条検査の受検率が低いため、補助金申請時に 11 条検査の義務付けを行うことで、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としているものです。 予算措置件数は、261 件で、手続き方法は、浄化槽台帳より抽出した該当する浄化槽管理者に通知を行い、申請していただく形で、その交付に関しては、中津市補助金等交付規則に沿っての支給となります。 		
質問②	浄化槽法 11 条検査と維持管理の実施率、立ち入り調査件数、水質保全対策補助金はなぜ維持管理費として補助するのか、補助期間は 1 年限りか、		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽法 11 条検査の実施率は、平成 31 年 3 月末時点で 73% となっております。維持管理の実施率については、実施データがなく不明であります。立ち入り調査件数については、平成 29 年 10 月に県より権限委譲を受けてから現在に至るまで立ち入り調査を行ったケースはありません。 次に「浄化槽水質保全対策補助金」について、維持管理費として補助をする理 		

	由については、維持管理費を補助対象とし、適正に維持管理を実施してもらうことで、公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るためです。補助期間については1年分1回限りとなります。
質問③	合併処理浄化槽の普及促進に向けた取り組み
答弁	・合併処理浄化槽の普及促進に向けた取り組みについては、補助金を活用するためのPRとして、市報掲載・ケーブルテレビの放映・FMなかつの放送・チラシの配布及び設置・戸別訪問・イベント会場での普及活動・業者への補助金に係る説明会の実施を行っていますので、引き続き普及活動に努めて参りたいと考えています。

ページ	目	節	説明欄の事業名
183	ごみ処理費	工事請負費	ごみ処理施設事業費（クリーンプラザ） 128,194千円
質問①	焼却施設の延命化工事の総事業費、工事の内容、延命可能期間、起債の種類、交付税措置率、償還期間、事業費積算の方法、入札方法、		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設の延命化工事は、令和2年度～4年度の3ヵ年にかけて工事を計画しております、延命化工事に伴います工事施工管理委託を含めると、総額で20億5百61万6千円の事業費で実施する計画です。 ・延命化工事の内容は、ごみの焼却施設である為、機器や部材が高温・多湿の腐食しやすい中で摩耗等による経年劣化した焼却炉本体や機械を更新し、モーターや照明は消費する電力の少ない物に更新してCO2の排出量も削減します。 ・延命可能期間は、令和4年度の延命化工事完了後11年間ごみ処理施設を稼働させ、令和15年度まで延命する予定です。 ・起債の種類は、一般廃棄物処理事業債を予定しています。 ・普通交付税措置率は、補助事業の場合は元利償還金の50%、単独事業の場合は元利償還金の30%となります。 ・起債の償還期間は、据置期間3年以内として20年以内となります。 ・事業費積算は、当施設と同様の焼却方式の経験のあるプラントメーカーに協力をいただいた見積りを査定・算出して工事費を積算します。 又、積算した工事費が妥当であるかは、焼却方式や焼却量が同等の、他市での平均工事金額より安価であり妥当な工事費であることを確認しております ・入札方法は、制限付き一般競争を予定しております。 		
質問②	工事中の焼却方法、応札者が1社しかない場合の対応、		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の焼却は、2系列ある焼却炉を交互に稼働させる等で、ごみの焼却を行い、日々発生するごみ処理を行いながら工事を行います。 ・応札者が1社しかない場合の対応として、一般競争入札で入札公告を公表し、複数の業者が入札参加できる機会が確保されるため、1者でも入札を執行いたします。 		

質問③	複数業者が応札に入れる資格要件や発注仕様の検討を行うのか、
答弁	・資格要件や発注仕様については複数業者が入札に参加可能となるよう、発注事務担当課と協議・検討を行っていく予定です。

ページ	目	節	説明欄の事業名
211	林業振興費	負担金補助及び交付金	林業振興事業費（42,450千円）

質問①	林業・木材産業構造改革事業費補助金の内容、対象者、補助金支出の根拠、補助率、
-----	--

答弁	<p>・補助金は、山林の未利用材など木質バイオマスの利用を促進するため、国が市を通じて木質チップ工場等を整備する事業者に対し交付する補助金です。</p> <p>・交付の対象者は、三光工業団地の隣接地に新たに木質チップ工場を整備する「日本フォレスト株式会社」です。日本フォレスト株式会社は、日田市に本社を置き、山林未利用材等を原料とした木質チップの製造やプラント設計等を手掛けているほか、関連会社では西日本で初となる木質バイオマス発電所を運営しています。</p> <p>・工場の概要ですが、約1haの用地に原木のストックヤードやチップ製造施設、選別機を設置し、主に県北部地域の山林未利用材を原料に、木質チップを年間約3万トン製造することとなっています。これに伴い新たに5名の雇用が見込まれています。</p> <p>・補助金の根拠・補助率は、国の補助金交付要綱に基づき、チップ製造施設など対象となる経費に補助率の15%を乗じて算定しております。</p>
----	--

質問②	市内林業者の持ち込みは可能か、林材の受け入れ単価、市内の林業に与える効果は、
-----	--

答弁	<p>・今回、製造される木質チップは、燃料用チップとして、苅田町の木質バイオマス発電所に供給されることとなっています。このため、持ち込みを行う林業者は、国の『発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン』に基づいた事業者認定を受ける必要があります。</p> <p>・林材の受入単価は、県内の木質バイオマス発電所に隣接したチップ工場に持ち込む場合は1トンあたり7000円が相場と聞いております。今回の場合は、チップを発電所へ輸送する経費が掛かるため、受入単価はこれより下がるのではないかと考えています。</p> <p>・林業に与える効果として、これまで採算が合わずに放置されておりました木材の有効活用が図られることにより、森林所有者の所得向上に繋がるとともに、森林整備の促進や新たな雇用の創出などが期待されております。また、林業はもとより、木材の集荷やチップの運搬などの関連産業におきましても新たな需要が生まれるなど、幅広い経済効果があるものと考えています。</p>
----	--

ページ	目	節	説明欄の事業名
215	水産業振興費	負担金補助及び交付金	水産業振興事業費（30,000千円）
質問①	水産物流通特別対策事業補助金の内容、補助金支出の根拠、補助金の積算根拠		
答弁	<p>・水産物流通特別対策事業補助金は、今回、補助金交付要綱を新たに定め、中津市において地方卸売市場の開設に伴う設備投資（土地・建物）に対して補助金を交付するものです。</p> <p>・目的は、漁業者の水揚げ場（出荷先）、水産物取扱業者の取引の場である流通拠点を維持し、市民の食生活の安定および水産業の振興を図ることとしています。</p> <p>・補助金額については、建物取得費の10%および用地取得費の30%を積算基準としています。</p>		
質問②	中津の新鮮で美味しい魚を地元で味わってもらおう地産地消の取り組みは、		
答弁	<p>・市民に対する魚食の普及推進を目的に、地元で獲れた新鮮な魚介を販売する毎月第1・第3日曜日の「漁師さんの朝市」や漁協女性部の「お魚料理教室」、イベント出店、学校給食への食材提供など実施しています。</p> <p>また、「大分県漁業協同組合中津支店」、「中津水産物小売業組合」、「中津魚市場」の三者が、当該魚市場での水産物の取扱量の拡大と水産業の活性化を目的に市民に向けイベントの開催を企画する実行委員会を立ち上げました。</p> <p>中津市としましては、この実行委員会等の活動に対しても協力をしていきたいと考えています。</p>		

ページ	目	節	説明欄の事業名
219	商業振興費	負担金補助及び交付金	商業振興事業費（35,000千円）
質問①	映画館施設整備補助金の内容、補助金支出の根拠、補助金の積算根拠		
答弁	<p>・映画館施設整備補助金は、中津市民はもとより近隣住民が、将来にわたってより豊かな環境で、余暇時間の活用や娯楽を楽しむとともに、雇用機会の拡大と本市経済の発展、ひいては定住自立圏域の活性化に寄与することを目的としています。</p> <p>・内容は、映画館の新設に伴う設備投資、土地賃借、新規雇用従業者に係る補助金を交付するものです。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物及び減価償却資産に係る投資額の10%（上限額3,000万円）、 ・土地の賃借料の30%（上限額300万円/年度、3年間）、 ・新規雇用従業者一人当たり20万円とし、10人分（200万円） <p>を見込んでいます。</p> <p>・補助率など支出の根拠としては、企業立地促進条例を参考とし、今回の補助金</p>		

	に係る補助要綱を策定し、本年4月1日から施行することとしています。
質問②	映画館入館促進に向けた市の取り組み
答弁	<p>・入館の促進に向けた市の取組としては、映画館事業者や地域の商工団体など関係団体と連携協力し、積極的なPRに取り組んでまいります。</p> <p>また、九州周防灘定住自立圏の協定に基づき運営の支援を行っている一般財団法人大分県北部勤労者福祉サービスセンターにおいても、映画鑑賞助成に取り組む予定です。</p>

ページ	目	節	説明欄の事業名
249	都市計画総務費	負担金補助及び交付金	都市計画総務事業費（都市整備課） (78,960千円)
質問①	県工事負担金（外馬場錆矢堂線）の事業内容、負担金の積算根拠、事業内容、移転補償と工事の箇所、全体事業の完成予定、		
答弁	<p>・県工事負担金の内容は、大分県が施行しております都市計画道路外馬場錆矢堂線の整備に係るもので、場所としましては、大字牛神の武蔵屋本店付近から小楠小学校までの間約860mです。</p> <p>・県工事負担金の積算根拠は、地方財政法第27条において、都道府県が行う土木その他建設事業でその区域内の市町村を利するものについては、建設事業による受益の限度において市町村に対し経費の一部を負担させることができるようになっており、負担金額は市町村の意見を聞き、都道府県議会の議決を経て定めることとなっております。これに基づきまして、県から市に負担額について照会の後、県議会の議決により負担割合や額が決定するようになっております。したがって、来年度の負担割合や額の確定はしておりません。ちなみに、令和元年度の負担割合は、県事業費の補助対象分については1/10、単独分については1/4となっております。</p> <p>・移転補償と工事の箇所は、本年度は正明寺前から中津中学校北側の約400m区間の用地買収及び移転補償（用地取得2,500㎡、家屋補償17件）とのことです。</p> <p>・全体事業の完成予定は令和4年度と伺っております。</p>		
質問②	早期完成に向けた国・県への要請		
答弁	<p>・本路線は中津中学校及び小楠小学校の通学路として利用される路線でもありますので、大分県へ早期完成を要請しております。県に確認しましたら、補正予算について国に要望し、早期完成を目指しているとのことです。</p>		

ページ	目	節	説明欄の事業名
249	街路事業費		街路事業費（199,397千円）
質問①	宮永角木線の事業内容、移転補償、工事の箇所、全体事業の完成予定、県施工分の進捗状況、		
答弁	<p>・宮永角木線の令和2年度の概要につきまして、工事についてはスーパー金枝から闇無浜神社に向かい、用地取得が完了している箇所の排水側溝整備及び用地補</p>		

	<p>償については同じくスーパー金枝から闇無浜神社浜に向かい進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転補償は、家屋調査 2 件、用地買収につきましては、A=430 m²及び建物移転補償 7 件を進める予定です。 ・工事は、用地買収の終わった側溝整備 L=80mを予定しています。 ・全体事業の完成予定は、当初の事業期間を平成 27 年から令和 3 年度末までとしておりましたが、5 箇年間の延伸を行い、令和 8 年度末としています。 ・県施工分の進捗状況は、大分県中津土木事務所にて確認したところ、公有水面の埋立等に関する申請等を行っているとのこと。
質問②	早期完成に向けた国・県への要請
答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・宮永角木線の現状を説明し、大分県へ要望をしております。また、補正予算等の情報を確認し、国の補正予算の配分が確認された場合は要望を行っております。

ページ	目	節	説明欄の事業名
283 289	教育振興費	負担金補助及び交付金	教育振興事業費
質問①	小学校費 (357 千円)、中学校費 (870 千円) の遠距離通学児童通学費補助金の内容		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・通学補助は、児童生徒の通学に要する費用の負担軽減を図ることを目的とし、中津市に住所を有し、通学距離が小学校はおおむね 4 km、中学校はおおむね 6 km 以上の児童生徒の保護者に対し補助金を交付するものです。 ○補助金の額は、 <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関を利用して通学する場合は、1 か月の通学費のうち小学校が 1,000 円、中学校が 2,000 円を超える額、 ・小学校の徒歩通学が年 4,000 円 ・中学校の自転車通学が年 10,000 円 ○令和 2 年度予算の内訳は、 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の交通機関利用が 317 千円 (対象人数 13 人) ・小学校の徒歩通学が 40 千円 (対象人数 10 人) ・中学校の交通機関利用が 340 千円 (対象人数 6 人) ・中学校の自転車通学が 530 千円 (対象人数 53 人) 		
質問②	移住促進をはかるために、旧町村ごとの格差解消の検討は		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・中津市では、通学費が無償化となる場合は、学校統廃合に伴うスクールバスを利用する場合に限定されています。 ○交通機関を利用する通学費を無償化とした場合は、 <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関の利用ができない児童生徒の遠距離通学対策を踏まえた徒歩や自転車通学の補助制度の見直し 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・現在補助対象となっていない児童生徒の交通機関の利用等、制度のあり方や施策の効果等を検証していきたいと考えています。 <p>【参考】交通機関を利用する保護者負担額を無償化とするために必要な金額 (R2 年度予算ベース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校…143 千円 (1,000 円×11 ヶ月×13 人) ・中学校…132 千円 (2,000 円×11 ヶ月×6 人)
--	---

【予算議案】 議第 2 2 号 令和 2 年度中津市下水道事業会計予算

ページ	目	節	説明欄の事業名
35	補助金	補助金	下水道水洗化支援補助金 (7,900 千円)
質問①	下水道水洗化支援補助金の内容、補助金額、件数、これまでの実績、		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道水洗化支援補助金の内容は、公共下水道に接続するために要する経費を市が補助することにより、水洗化の普及促進及び環境衛生の向上を図ることを目的としています。昨年度より下水道事業が企業会計に移行したことに伴い、下水道事業として支出することになりました。 ・補助金額は、今まで通りの 6 万円 (非課税世帯上乗せ 4 万円) となりますが、令和 2 年度からは、下水道法により供用開始日より 3 年以内に接続する事となっていることから、3 年を超えて接続した世帯についてはその 1/2 の 3 万円 (上乗せ 2 万円) となります。 ・予算措置した件数は、130 件 (内上乗せ分 30 件) となります。 ・これまでの実績は、平成 28 年度は 53 件、平成 29 年度は 62 件、平成 30 年度は 98 件、令和元年度は 74 件 (予定) となります。 		
質問②	合併処理浄化槽廃止の場合の補助金のかさ上げ措置の検討は、		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽を廃止して下水道へ接続する場合の補助金のかさ上げについては、改築に係る費用として安価なケースとなる事や、下水道事業の会計運営上厳しい状況の為、先程申し上げました本制度を継続していきたいと考えております。 		

ページ	目	節	説明欄の事業名
38	建設改良費	ポンプ場建設改良費、 処理場建設改良費	角木雨水ポンプ場整備事業 (67,795 千円) 終末処理場水処理施設等更新事業 (500,000 千円)
質問①	ポンプ場建設改良費の角木雨水ポンプ場整備事業等、終末処理場水処理施設等更新事業の内容、		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・角木雨水ポンプ場の整備内容は、令和 2 年度に基本設計を行いポンプの台数等を決定する予定です。 ・終末処理場水処理施設等更新事業は、中津終末処理場の受変電設備、水処理機械設備、消化ガスホルダー、汚泥処理電気設備等の改築・更新を行う予定となっ 		

	ております。
質問②	雨水ポンプ場の整備スケジュールは、市内の浸水箇所の雨水幹線の整備は、
答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水ポンプ場の整備スケジュールは、基本設計の結果に基づき国等の予算配分の結果となりますが、令和2年度から令和7年度で計画しています。 ・また、中津市公共下水道の雨水基本構想検討結果を踏まえて重点対策地区に指定している3地区について、角木・新大塚地区の角木雨水ポンプ場の整備、中央町・沖代地区の牛神・湯屋雨水幹線の整備、小楠・一ツ松地区の浸水の原因箇所を確定するための調査・解析等の委託を実施する予定です。

【報告】 報告第 1号 令和2年度中津市土地開発公社事業計画及び予算の報告について

ページ	目	節	説明欄の事業名
1			令和2年度中津市土地開発公社事業計画
質問①	土地開発公社事業計画書の米山公園用地、永添公共用地の今後の土地利用計画は、大新田北企業用地（3工区）の売却先		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・公社が保有している米山公園用地、永添公共用地は、市より取得目的のあるものに対して委託を受け、取得・保有をしております。その中で保有期間が長期に渡っているものもありますが、地域や関係課等と協議を行い、有効な土地利用の検討を行なっているところです。 ・大新田北企業用地（3工区）については、造成工事は完了しましたが、開発行為の完成検査を含め最終的な事務処理等を行っている段階です。従いまして、今後要望されている企業と契約協議に入る予定でありますので、現段階で売却先は決定していません。 		
質問②	塩漬けの期間とその間に発生した管理費、利息等の経費の合計額は、それらの経費は販売時に土地代に付加されるのか、今後の企業用地の造成計画		
答弁	<ul style="list-style-type: none"> ・米山公園用地は、平成9年8月に用地取得を行い、平成16年度より市の買戻しが中断されて以降、16年間公社保有となっております。 ・永添公共用地は、平成28年1月に用地取得を行い、現在まで4年間公社所有となっており、この間、国土交通省山国川河川事務所が実施している山国川の災害復旧工事の進捗を図るため、この土地へ山国川の河川掘削土の搬入を行っています。 ・用地取得後に発生した草刈等の管理費及び利息の合計額は、米山公園用地は約108,000千円、永添公共用地は約2,460千円となっております。 ・用地取得・保有にかかった経費は、原則、市への売却時に土地代に付加をすることとなります。 ・今後の企業用地の造成計画について、現状では、市より企業用地の取得依頼は来ていません。土地開発公社としては、市からの要請があり次第、対応していきたいと考えています。 		